

協議会意見とりまとめ後の主な段取り

1. 協議会意見とりまとめ
2. 促進区域案の公告・縦覧
3. 経済産業大臣・国土交通大臣による促進区域への指定
4. 公募占用指針案の策定・パブリックコメント
5. 公募占用指針の公示（発電事業者の公募開始）
6. 協議会構成員による事業者への説明会
7. 公募占用計画の審査・評価
8. 発電事業者の選定（公募結果公表）
9. 協議会の開催（構成員に選定事業者を追加）
協議会の下に実務者会議等を設置（内水面関係者も参加）